

議案第80号

(仮称) 新学校給食センター厨房機器等の購入契約の変更契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年木津川市条例第51号）第3条の規定により、平成31年第1回定例会議案第34号をもつて議決された（仮称）新学校給食センター厨房機器等の買入れについて、下記のとおり変更契約を締結するため、同条の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

記

1 契約の目的 (仮称) 新学校給食センター厨房機器等第2回変更契約

2 変更事項 変更前の契約金額 303,480,000円

変更による増額分 5,620,000円

変更後の契約金額 309,100,000円

3 契約の相手方 京都市伏見区竹田田中宮町15番地

株式会社中西製作所 京都営業所

所長 堀田 敦志

参考資料（議案第80号）

（仮称）新学校給食センター厨房機器等の購入契約の変更契約の締結について

1 契約変更の説明

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の額を変更したため変更契約を行うものです。

2 契約変更の内容

消費税及び地方消費税

変更前 22,480,000円

変更後 28,100,000円